



平成 30 年 5 月 31 日

各 位

会 社 名 シキボウ株式会社  
代表者名 代表取締役 社長執行役員  
清原 幹夫  
コード番号 3109  
問合せ先 執行役員 コーポレート部門担当  
経営管理部長  
竹田 広明  
TEL(06)6268-5411

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 31 日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月開催予定の第 205 期定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

当社は、業務執行権限の多くを執行役員に委譲し、業務執行の迅速化と責任の明確化を図ることを目的として執行役員制度を導入しております。また、平成 28 年 6 月監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化による経営の透明性・健全性および執行役員の意思決定・業務執行機能の迅速化による経営の効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりました。今般、監督と業務執行の分離を一層進め、それぞれの責任を明確にし、経営の透明性・健全性および効率性を向上させ、持続的な企業価値の向上を実現することを目的として、次のとおり変更を行うものであります。

- (1) 株主総会の議長に関する規定を変更いたします。(変更案定款第 15 条)
- (2) 監査等委員である取締役以外の取締役の員数を 12 名以内と減少させます。(変更案定款第 19 条)
- (3) 取締役会長を除く役付取締役を廃止いたします。(変更案定款第 22 条)
- (4) 執行役員の選任方法および役割などを明確にするため、執行役員に関する規定を新設いたします。(変更案定款第 23 条)
- (5) 取締役会の招集者および議長を変更いたします。(変更案定款第 24 条)
- (6) コーポレート・ガバナンスの一層の強化に向けて経営の透明性を高めるため相談役を廃止することといたしたため、相談役を規定する現行定款第 23 条を削除いたします。
- (7) その他、必要な文言の加除、修正等所要の変更をいたします。

2. 変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>代表取締役(複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。)</u>がこれに当たり、<u>代表取締役に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は<u>25名以内とする。</u></p> <p>2 (省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役の中から、<u>会長および社長各1名ならびに副社長、専務および常務各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(相談役)</p> <p>第23条 <u>当社は、取締役会の決議によって、相談役を置くことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は、<u>取締役会長またはあらかじめ取締役会が定めた者がこれにあたる。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する者に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会等</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は<u>12名以内とする。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役の中から、<u>会長1名を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に特に定められた場合を除いては、<u>代表取締役（複数の場合には、あらかじめ取締役会において定めた順序により先順位の代表取締役とする。）</u>が招集し、その議長となる。<u>代表取締役に事故があるときは、別に取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(執行役員)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。</u>なお、<u>執行役員の選任、退任、身分、職務等については、取締役会が定める執行役員規程による。</u></p> <p>2 取締役会は、その決議によって<u>社長執行役員その他役付執行役員を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に特に定められた場合を除いては、<u>取締役会長またはあらかじめ取締役会が定めた他の取締役が招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 前項に規定する者に事故があるときは、別に<u>取締役会が定める順位によって他の取締役がこれに代わる。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日  
定款変更の効力発生予定日

平成30年6月28日  
平成30年6月28日

以 上